

各種相談案内

生活の中で疑問に思っていること、相談したいと思っていることはありませんか？
市では、生活や法律、教育や健康などの各種相談を行っています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

市のホームページからご覧いただけます

北本市 相談窓口

検索 ※相談日が祝日はお休みです。

相談日

9月7日～10月7日

相談名	日時	場所	問合せ
行政相談(国や県等への要望や苦情についての相談)	9月16日(水) 10:00～12:00	市役所 市民課相談室	市民課市民相談担当 (☎594-5529)
法律相談(予約制)	毎週水・金曜日 13:30～16:20		
市民相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		
消費生活相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター	
人権相談	9月15日(火) 13:30～15:30	文化センター	協働推進課人権推進・男女共同参画担当(☎594-5506)
女性相談(女性相談員によるカウンセリング・予約制)	9月7日(月)・16日(水)、10月7日(水) 10:00～15:00(1人50分)	協働推進課人権推進・男女共同参画担当	(☎594-5507)
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～17:00	教育センター(☎591-2176)	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター(☎592-8876)	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	こども課子育て支援担当(☎594-5537)	
緑のなんでも相談	10月5日(月) 10:00～12:00	総合公園管理事務所(☎592-4050)	
障がい者支援相談(予約制)	9月8日(火) 10:00～15:00(精神)	かがやきの郷相談室	障がい者福祉課相談支援担当 (☎594-5535)
	9月25日(金) 10:00～15:00 (身障・知的・精神)	総合福祉センター	
心配ごと相談	毎週水曜日 10:00～15:00	総合福祉センター	社会福祉協議会(☎593-2961)
結婚相談	9月19日(土)、10月6日(火) 10:00～15:00(受付は14:30まで)		
ボランティア相談	9月18日(金) 13:30～15:30	市役所(市民公益活動支援コーナー)	
	10月3日(土) 10:00～12:00	総合福祉センター	
内職相談	毎週火・金曜日 13:00～16:00	勤労福祉センター	内職相談室(☎591-8551)
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	9月19日(土)、10月3日(土) 9:00～12:00	市役所相談室	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530・当日☎591-1111)
職業相談・雇用相談(予約制)	毎週水曜日 10:00～12:00 毎週木曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	勤労福祉センター内 北本市 無料職業紹介所	産業観光課商工労政担当 (☎594-5530) ※前日までにお申し込みください
健康・生活相談	9月14日(月) 9:30～12:00	健康増進センター(☎591-8251)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ

勝手に商品を送りつけて代金を請求する 送りつけ商法に注意

送りつけ商法(ネガティブ・オプション)とは、本、新聞、雑誌、写真集、サプリメント、かになど、頼んでいないのに宅配便等で事業者が勝手に商品を送りつけて、代金を請求するという悪質商法です。

商品を一方的に送りつけられただけでは売買契約は成立していません。送りつけられた商品の取り扱いについて「特定商取引法」では、商品購入の意志がないのであれば、商品の送付があった日から14日間は、商品を使用または消費したりしないようにして、事業者が引き取りに来た場合は、返還しなければいけません。この間に商品を使用したり、勝手に処分してしまうと、購入の意志があったと判断されて、代金を請求されることにつながります。ただ、この期間が過ぎると、事業者は勝手に送りつけた商品の返還を請求することができなくなります。つまり、14日間を経過すれば、自由に処分することができます。その前に送りつけた事業者に対して、商品の引き取りを要求すれば、その日から7日経過後は自由に処分することができます。後でトラブルにならないために

は、相手に購入しないことを明確に示し、商品を返還することがよいと考えられます。注意したいのは、代引き配達などを悪用して送りつけられる場合もあり、家族が注文した商品と思い代金を支払ってしまうと、「この商品を買います」という意思表示とみなされ、売買契約が成立してしまいます。支払った代金を取り戻すことは非常に困難です。注文したかどうか不明の場合は、受け取りを保留にして家族に確認してから再配達を依頼しましょう。注文していない場合は、はっきりと断りましょう。

判断にお困りのときは北本市消費生活センターにご相談ください。

相談窓口

- 北本市消費生活センター(市民課市民相談担当 ☎594-5529)
※電話での相談も受け付けます
毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
10:00～12:00、13:00～16:00
- 埼玉県消費生活支援センター(☎048-261-0999)
毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」(☎03-5614-0189)
毎週土・日曜日10:00～12:00、13:00～16:00

セーフコミュニティきたもと Vol.38

セーフスクールの取組みが成果を出しています !!

北本市では、セーフコミュニティの学校版といえる「セーフスクール」の取組みを、モデル校である中丸小学校と宮内中学校の2校で実施しています。

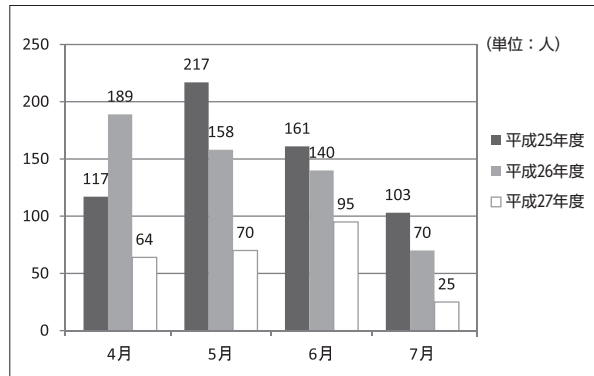
中丸小学校と宮内中学校では、児童・生徒が中心となり、教員や地域の皆さんと協働し、またセーフコミュニティとも連携をしながら取組みを進めました。そして、平成25年度から平成26年度までの約2年間の活動が評価され、今年4月に中丸小学校は日本で6校目、宮内中学校は市区町村立中学校では日本で初となる認証を取得することができました。

今月の「セーフコミュニティきたもと」では、この2校のモデル校のうち、中丸小学校の取組みを紹介します。

中丸小学校におけるセーフスクールの取組みは、セーフコミュニティと同様、データの分析からスタートしました。児童が学校内でけがをした場合、治療のため保健室に行きますが、そのけががいつ、どこで、どのように起きたのかを記録し、発生動向を確認したところ、特に体育の授業中や休み時間中にけがをする児童が多いことが分かってきました。

このようなけがを予防するため中丸小学校では、始めに保健委員会の児童が、各月のけがの発生数やその原因、予防について掲示物を校内に掲示し、けがをした児童だけでなく、他の児童にもけがの予防の啓発を行いました。そして、これらの「各月のけがの様子」を月1回開催しているセーフスクール集会で、児童が発表し、けがの予防を呼びかけました。また、体育の授業中でのけがが多かったことから、教員用の安全指導マニュアルを新たに作成するとともに、安全管理方法についても、体育主任が中心となり、校内研修を実施し、教員への安全指導を徹底しました。なお、校内でけがをした児童は、けがをした場所を模造紙大の校内図にシールを貼り、どこでけがをしたかを視覚的に分かるようにし、他の児童にもけがの予防を啓発する工夫も行いました。

このような取組みを実施した結果、中丸小学校では、次のグラフで示したとおり、けがをして保



健室に行く児童数が、年々減少傾向にあります。このグラフは、1学期中にけがで保健室に行った児童数を平成25年度から27年度までの3年間で比較したものです。参考までに、5月で比べてみると平成25年度から平成27年度にかけて、児童数が約70パーセントも減りました。このような目に見える成果が出ることは、児童はもちろん教員の予防活動への意欲にも繋がり、中丸小学校がさらなる安心・安全な学校になるための原動力となっています。

中丸小学校では、校内でのけがだけでなく、校外で発生するけがの予防に対しても取組みを実践しています。交通安全対策として、交通安全教室の実施や、PTAや鴻巣警察署等の協力を得て学校周辺道路を通勤等で利用するドライバーにティッシュペーパー等を配布する呼びかけ運動を実践しています。このほかにも、地域のボランティアや保護者等による防犯パトロールを通じた不審者対策も継続して行っており、これからも安全で健やかな学校づくりを行っていきます。



活動のようす

問 協働推進課協働推進・セーフコミュニティ担当(☎594-5571)